

高リスク及び非協力国・地域
国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス

2015年2月27日（於：パリ）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとのハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処するため、①資金洗浄の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続の制定及び履行、及び

⑤クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月及び2013年2月に改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラはFATF及びESAAMLG（東南部アフリカFATF型地域体）と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示している。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、この欠陥に対処するため、司法共助履行のための適切な法律及び手続きの確保により、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ガイアナ

2014年10月、ガイアナは、FATF及びCFATF（カリブ諸国FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資金を没収するための手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤効果的な顧客管理措置の制定、及び金融の透明性の向上、⑥疑わしい取引の届出義務の強化、及び⑦適切な監督の枠組みの履行を含め、アクションプランへの取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

2010年2月、インドネシアは、FATF及びAPGと協働し、テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に

において顕著な進捗を見せた。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続きの制定、及び③テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロ資金供与防止条約、1999年採択）を完全に履行するための法律の制定又はその他手段の立法化を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するべく、同国が必要な改革及び行動の履行過程が進行しているか確認するため、実地調査を行う。

イラク

2013年10月、イラクは、FATF及びMENAFATF（中東・北部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の制定、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、及び⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの策定及び履行を含め、アクションプランへの取組を継続すべきである。FATFは、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014年10月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の立法化を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テ

ロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パナマ

2014年6月、パナマは、FATF 及び GAFILAT (南米 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014年10月以降、同国は、疑わしい取引の報告主体に対する同報告の届出に関するガイダンスの発出、資金情報機関の能力の向上、及び無記名株式に関する規則の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③透明性を強化するための効果的な顧客管理措置の制定、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤全ての金融機関及び DNFBPs (指定非金融業者及び職業専門家) に対する、疑わしい取引の届出義務の制定、⑥国際協力のための効果的な法的な仕組の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パプアニューギニア

2014年2月、パプアニューギニアは、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を

継続すべきである。FATF は、同国が、残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

スーダン

2010年2月に、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014年10月以降、同国は、顧客管理措置に係る通達の発出や司法共助に係るガイドラインの公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、取組を講じてきている。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①最近制定されたテロリストの資産凍結のための手続きの履行確保、及び②完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が、残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

2010年2月、シリアは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗をみせた。2014年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続きの制定を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引続き注視していく。

イエメン

2010年2月、イエメンは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処し、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATFは、同国が、資金洗浄及びテロ資金供

与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、及び完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、同国の状況を引続き注視していく。

十分な進捗を示していない国・地域

FATFは、以下の国・地域はFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは評価していない。アクションプランの最も重要な事項、及び/又はアクションプランの大半の事項への対応がなされていない。仮にこの国・地域が2015年6月までにアクションプランの重要な部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

ウガンダ

ウガンダは、FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、FATF は、同国が資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する体制の改善において、十分な進捗を示したとは評価しておらず、同国には、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、テロ資金供与対策の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な記録保存義務の確保、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の適切な届出義務の確保、⑥全ての金融セクターに対する適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保、及び⑦資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の機能確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

アルバニア

FATF は、アルバニアの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2012 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を MONEYVAL (欧州 FATF 型地域体) と協働して継続する。

カンボジア

FATF は、カンボジアの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2011 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を APG と協働して継続する。

クウェート

FATF は、クウェートの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2012 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題、特に国連安保理決議第 1373 号の完全な履行への対処を MENAFATF と協働して継続する。

ナミビア

FATF は、ナミビアの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2011 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を ESAAMLG と協働して継続する。

ニカラグア

FATF は、ニカラグアの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2011 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を GAFILAT と協働して継続する。

パキスタン

FATF は、パキスタンの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2010 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題、特に国連安保理決議第 1267 号の完全な履行への対処を APG と協働して継続する。

ジンバブエ

FATF は、ジンバブエの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善におけ

る顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATFにより2011年6月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処をESAAMLGと協働して継続する。

(以 上)